社会福祉法人富士市社会福祉協議会 こども食堂補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後等に食事や学習、地域交流などを通して子ども(原則18歳未満) を孤立させないまちづくりを推進するためのこども食堂(以下、「こども食堂」という。)を支援し、子どもたちの育ちを地域で見守ることを目的として、こども食堂を実施する団体に補助金の交付を行うこととする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - (1) 市内で実施すること。
 - (2) 家庭の事情等でひとりになってしまう子どもを積極的に受け入れること。
 - (3) 食事等を子どもに実費相当金額内で提供すること。
 - (4) 食事、学習、遊び、地域ボランティアとの交流などが安心して提供できる場所(環境)であること。
 - (5) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
 - (6) 開催頻度は、原則月1回以上であること。
 - (7) 開設時間は、1回当たり概ね2時間以上であること。
- (8) 開設時間内においては現場に常に責任者を配置し安全配慮及び衛生管理に努めること。
- (9) 前号の責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを2名以上配置すること。

(補助対象団体)

- 第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。
 - (1) 定款又は会則を備えていること。
 - (2) こども食堂を継続して実施するための物的・人的能力を有すること。
 - (3) 地域の他団体とも協力・連携していること。
 - (4) 政治又は宗教の勧誘行為を行わないこと。
 - (5) 営利目的の活動及び公序良俗を乱す活動を行わないこと。
 - (6) 富士市社会福祉協議会の他の補助金等を受給していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、こども食堂の実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

(補助額及び補助期間)

第5条 前条にかかる補助額は月額5,000円を上限とし、補助期間は事業開始月より3年以内とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、こども食堂補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、社会福祉法人富士市社会福祉協議会会長(以下、「会長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 事業収支予算書(様式第3号)
 - (3) 定款または会則及び会員名簿
 - (4) その他会長が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第7条 会長は、前条に基づく申請について書類の審査を行い、その結果を補助金審査結果通知書(様式第4号)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付及び返還)

- 第8条 会長は、補助金交付決定後、補助が確定した団体(以下、「補助団体」という。)から補助金交付請求書(様式第5号)に基づき、補助金を交付するものとする。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、事業の完了前に補助団体に対して概算払いにて交付できるものとする。
- 3 事業にかかる経費が補助金額よりも少ない場合は、その差額を返還するものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

- 第9条 会長は、補助団体が次の各号に該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取消し、 又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金を本事業の使途以外に使用したとき
 - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3)前2号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(事業報告)

- 第10条 補助団体は、当該年度の事業が完了したとき(中止または廃止した場合を含む。) は、報告書を翌月15日までに会長へ提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書(様式第6号)
 - (2) 事業収支決算書(様式第7号)
 - (3) その他会長が必要と認める書類

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1(第4条関係)

MAN TON THEMAN	
科 目	内容
材料費	食材購入等
教材費	学習、遊びにかかる諸教材等
消耗品費	一品1万円以内
広報費	チラシ作成等
通信運搬費	郵送料等
保険料	ボランティア保険など
その他	

※会員(構成員)による親睦やそれにかかる飲食代、事務所の維持管理費、使途が特定ができない 経費は対象外とする。